

平成26年度 建設コンサルタント業務等における
入札・契約手続きに関するガイドライン
〈建築関係建設コンサルタント業務〉
「一部改定(案)の概要」

中部地方整備局
平成27年2月

1-1. 一部改定の概要

平成27年2月版 ガイドライン一部改定(案)の方針

■土木関係ガイドライン改定(共通箇所)及び「関係通知」、「関係法令」等に基づく改定

改定の主なポイント

- 土木関係ガイドライン改定(共通箇所)に伴う改定
- 建築関係の建設コンサルタント「業務成績相互利用対象機関」の追加
- 「建築士法一部改正」に伴うガイドラインの改定
- 「発注関係事務の運用に関する指針」にそった品質確保のための改定

主な内容

- ①「企業信頼度(文書注意等)、委員会手続き、特定テーマ等」共通箇所の改定
- ②「業務成績相互利用対象機関」の追加
従来の「最高裁判所」、「内閣府沖縄総合事務局」、「環境省」、「防衛省」、「国土交通省」、「参議院」、「法務省」、に加え、新たに「衆議院」、「京都府」を追加
- ③「建築士法一部改正」に伴う「配置予定技術者要件」等の改定
「一級建築士」等の免許証提示(定期講習受講履歴等含む)、「建築設備士」の活用等を、追記
- ④小規模な設計業務等における品質確保のため、業務成績等競争参加要件の改定

2-1. 土木関係ガイドラインとの共通箇所の改定

●「土木関係建設コンサルタント業務等」との共通箇所の見直し

1. 評価基準の見直し

【総合評価落札方式、簡易公募型競争入札方式】

1) 企業信頼度(指名停止等の措置)

- 現状は、①営業停止又は指名停止、②文書注意、③口頭注意の措置後を対象として、減点を設定している。
- 減点は、総合評価落札方式及び簡易公募型競争入札方式で、-5点
- ⇒整備局内の整合性の観点から、①文書注意、②口頭注意の措置後を対象とし、減点をそれぞれ-2点、-1点に軽減する等。

2. 競争参加者・発注者の入札・契約手続における負担の軽減

【プロポーザル方式】

1) 総合評価審査委員会、入札・契約手続運営委員会の見直し

- 現状では、ヒアリング実施前に総合評価審査委員会、入札・契約手続き委員会を開催し、企画提案書の個別審査を実施。ヒアリング後に総合評価審査委員会は開催せず、入札・契約手続き委員会により企画提案書を特定している。

⇒

- 整備局内の整合の観点、今後のプロポーザル方式増加への対応、手続きにおける負担の軽減、及び総合評価審査委員会の審査結果尊重の観点から、ヒアリング前の企画提案書の評価・審査に係る、総合評価審査委員会、入札・契約手続き委員会は取り止め、ヒアリング後に一括して総合評価審査委員会、入札・契約手続き委員会を開催することに見直す。

2) 特定テーマ数、提出様式の軽減

- 現状では、特定テーマは、業務の内容に応じ1~3テーマ程度を設定するとし、標準配点、公示、説明書のひな形では2テーマを示している。
- ⇒競争参加者、発注者の負担軽減、整備局内の整合の観点から、特定テーマは1テーマを標準とし、業務の内容に応じて追加設定することができるものとする。

2-2. 企業信頼度の改定

【企業信頼度（文書注意等）】 ガイドラインP67、P110

企業信頼度（文書注意等）に関する要件

全ての業務について、次の事項を評価項目として設定する。

① 文書注意等

技術提案書の提出日が、以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。

なお、中部地方整備局からの建設コンサルタント業務等に係る処分とする。

ア) 文書注意措置後1ヶ月

イ) 口頭注意措置後1ヶ月

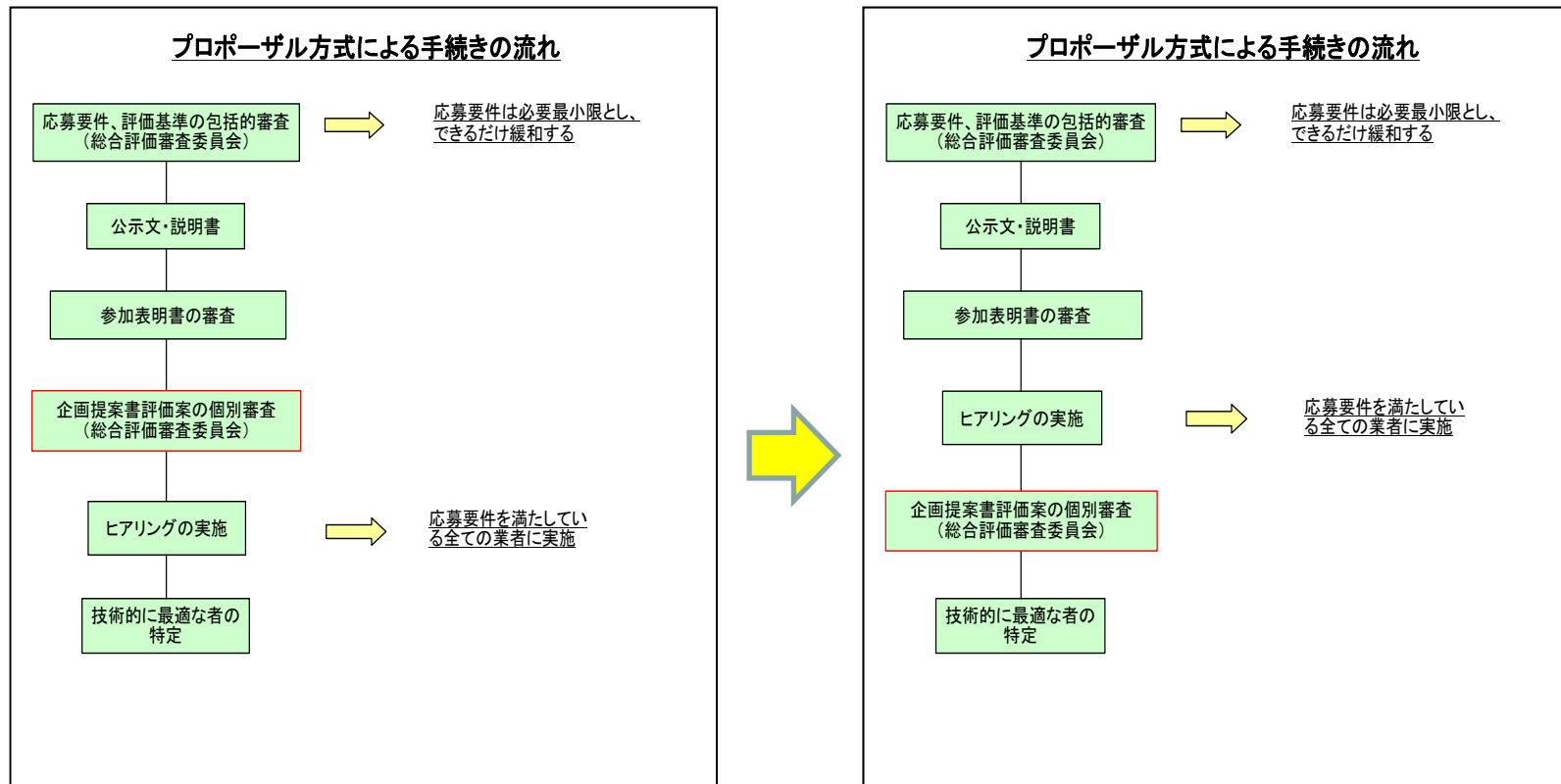
○一定の期間内に文書注意等の処分を受けている場合、当該競争参加資格申請者の評価点から以下を標準として減じるものとする。

配点	評価基準
-2	文書注意措置後1ヶ月
-1	口頭注意措置後1ヶ月

2-3. プロポーザル方式による手続きの改定

【プロポーザル方式による手続きの流れ】 ガイドラインP5、P21、P22

改定：ヒアリング後に一括して総合評価審査委員会、入札・契約手続き委員会を開催



2-4. プロポーザル「特定テーマ配点」の改定

【プロポーザル方式の評価点の配点イメージ】 ガイドラインP17、P18

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
業務実施方針及び手法 (評価にあたっては企画提案書の内容により総合的に判断を行う。)	特定テーマに対する企画提案	①	45 (30)
		②	(15)

()内配点は、テーマを2テーマ求める場合。

※特定テーマは、原則、1テーマを標準とするが、業務の内容に応じ、2テーマとすることができる。

※テーマを2テーマ求める場合、1つは、原則「環境配慮（注1）について」とする。

（注1）平成19年12月21日付け国営整第125号、「建築関係の建設コンサルタント業務における環境配慮型プロポーザル方式の実施等について」より、・・・・。

2-5. 総合評価落札方式「評価点の配点」の改定

【総合評価落札方式の評価点の配点イメージ】 ガイドラインP20

総合評価落札方式の評価点の配点イメージ

	配点イメージ	1:1		1:2		1:3	
		ヒアリング無し テーマ無し	ヒアリング有り 必要に応じテーマ設定	ヒアリング無し テーマ無し	ヒアリング有り テーマ有り	ヒアリング無し テーマ無し	ヒアリング有り テーマ有り
基本事項評価 (企業)	業務実績	○○	3~5	3	3	3	3
		◇◇	1.5~3	1.5	1.5	1.5	1.5
		△△	0	0	0	0	0
	業務成績	○○	1~2	2	2	1	1
		◇◇	0.5~1	1	1	0.5	0.5
		△△	0	0	0	0	0
	企業信頼度 (優良表彰の有無)	○○	1	1	1	1	1
		◇◇	0	0	0	0	0
	業務拠点	○○	2~5				
		◇◇	1~3				
△△		0					
企業信頼度 (指名停止等の措置)	該当有り	0	0	0	0	0	
	該当無し	-5	-5	-5	-5	-5	
合計		6	6	5	3	3	
基本事項評価 (技術者)	資格[主任担当技術者]	○○	1	1	1	1	1
		◇◇	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		△△	0	0	0	0	0
	業務実績[管理技術者]	○○	2~7	3	3	4	4
		◇◇	1~4	2	2	2	2
		△△	0.5~2	1	1	1	1
	業務実績 [主任担当技術者]	○○	1~2	2	2	2	2
		◇◇	0.5~1	1	1	1	1
		△△	0~0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	CPD取得単位 [管理技術者]	○○	1	1	1	1	1
◇◇		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
△△		0	0	0	0	0	
CPD取得単位 [主任担当技術者]	○○	1	1	1	1	1	
	◇◇	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	△△	0	0	0	0	0	
技術者信頼度 (優良表彰の有無)	有り	1	1	1	1	1	
	無し	0	0	0	0	0	
合計		9	9	10	10	10	
技術提案書評価	実施方針	10~25	25	10	5	5	
	業務実施体制	10~20	20	10	5	5	
	特定テーマ1	13~20		15	10	10	
	特定テーマ2	13~20		10	10	10	
	合計		45	35	30	30	
ヒアリング	業務実績及び専門技術力	5~10	-	5	5	5	
	取組姿勢及び技術対話力	4~10	-	5	10	12	
	合計		0	10	15	17	
総合計		60	60	60	60	60	

※評価項目を追加しても、評価項目の合計点数は変更しない。

総合評価落札方式の評価点の配点イメージ

	配点イメージ	1:1、1:2		1:2		1:2、1:3	
		ヒアリング無し テーマ無し	ヒアリング有り テーマ有り	ヒアリング無し テーマ有り	ヒアリング有り テーマ有り	ヒアリング無し テーマ有り	ヒアリング有り テーマ有り
基本事項評価 (企業)	業務実績	○○	3~5	3	3	3	3
		◇◇	1.5~3	1.5	1.5	1.5	1.5
		△△	0	0	0	0	0
	業務成績	○○	1~2	2	2	1	1
		◇◇	0.5~1	1	1	0.5	0.5
		△△	0	0	0	0	0
	企業信頼度 (優良表彰の有無)	○○	1	1	1	1	1
		◇◇	0	0	0	0	0
	業務拠点	○○	2~5				
		◇◇	1~3				
△△		0					
企業信頼度 (文書注意等の措置)	該当無し	0	0	0	0	0	
	文書注意措置後1ヶ月	-2	-2	-2	-2	-2	
	口頭注意措置後1ヶ月	-1	-1	-1	-1	-1	
合計		6	6	5	3	3	
基本事項評価 (技術者)	資格[主任担当技術者]	○○	1	1	1	1	1
		◇◇	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		△△	0	0	0	0	0
	業務実績[管理技術者]	○○	2~7	3	3	4	4
		◇◇	1~4	2	2	2	2
		△△	0.5~2	1	1	1	1
	業務実績 [主任担当技術者]	○○	1~2	2	2	2	2
		◇◇	0.5~1	1	1	1	1
		△△	0~0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	CPD取得単位 [管理技術者]	○○	1	1	1	1	1
◇◇		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
△△		0	0	0	0	0	
CPD取得単位 [主任担当技術者]	○○	1	1	1	1	1	
	◇◇	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	△△	0	0	0	0	0	
技術者信頼度 (優良表彰の有無)	有り	1	1	1	1	1	
	無し	0	0	0	0	0	
合計		9	9	10	10	10	
技術提案書評価	実施方針	10~25	25	10	5	5	
	業務実施体制	10~20	20	10	5	5	
	特定テーマ1	13~20		15	10	10	
	特定テーマ2	13~20		10	10	10	
	合計		45	35	30	30	
ヒアリング	業務実績及び専門技術力	5~10	-	5	5	5	
	取組姿勢及び技術対話力	4~10	-	5	10	12	
	合計		0	10	15	17	
総合計		60	60	60	60	60	

※評価項目を追加しても、評価項目の合計点数は変更しない。

※1:2、1:3における特定テーマの設定は、1テーマを基本とする。

()内配点は、特定テーマを2テーマ設定した場合の配点。



3-1. 業務成績の相互利用対象機関の改定

・業務成績の相互利用対象機関及び適用対象の追加。(平成26年8月26日付け国官技第126号・国営整第123号)

発注機関または業務発注担当部局等		相互利用の適用対象(※1)
衆議院	・庶務部営繕課、電気施設課	平成25年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
参議院	・管理部営繕課、電気施設課	平成25年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
最高裁判所	・最高裁判所	平成23年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
内閣府沖縄総合事務局	・開発建設部 (但し、調査職員が営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの)	平成19年4月1日以降に契約履行が完了した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
	・開発建設部 (但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る)	平成24年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
法務省	・所管各庁(除く、法務総合研究所、公安審査委員会、公安調査事務所、公安庁研究所)	平成25年4月1日以降に入札公告等を行った建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
環境省	・自然環境局 国民公園等管理事務所 地方環境事務所 ・都道府県の自然公園等事業担当部(局) (環境省から施工委任したものに限る)	平成23年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
防衛省	・装備施設本部 地方防衛局 地方防衛支局	平成24年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
京都府	・京都府建設交通部営繕課	平成27年4月1日以降に入札公告等を行った建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
国土交通省	・大臣官房官庁営繕部 地方整備局営繕部(※2) ・地方整備局営繕事務所 北海道開発局営繕部	平成19年4月1日以降に契約履行が完了した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績
	・地方整備局河川部 地方整備局道路部 ・地方整備局河川国道事務所等(※3) (但し、河川、道路、公園事業に係る営繕に限る) ・北海道開発局開発建築部 (但し、治水、道路、港湾整備、水産基盤整備、農業農村整備、空港整備及び国営公園事業に係る営繕に限る)	平成24年4月1日以降に契約を締結した建築関係の業務(設計、設計意図伝達、診断)の成績

※1 各発注機関が成績評定の対象とした業務に限る。

※2 筑波研究学園都市施設管理官による分任官契約分を含む(関東)

※3 「河川国道事務所等」とは

河川国道事務所、砂防国道事務所、復興事務所、河川事務所、砂防事務所、ダム砂防事務所、ダム工事事務所、水質管理所、総合開発工事事務所、総合開発調査事務所、導水工事事務所
国道事務所、道路調査事務所、公園事務所、技術事務所、調査事務所、ダム統合管理事務所、広域ダム管理事務所及びダム管理所をいう。

3-2. 配置予定技術者、業務実施体制等要件の改定

■「建築士法一部改正(平成26年法律第92号)」に伴う「配置予定技術者要件」等の改定

- 免許証の提示等による情報開示の充実(19条の2、5条、10条の2の2)
 - ・免許証提示、免許証記載事項(定期講習受講等)変更時の書換え規定
 - 建築士免許証及び定期講習受講修了証(建築士法第22条の2)等コピーの添付
- 建築設備に係る業務の適正化(2条、18条)
 - ・延べ面積2,000㎡を超える建築物の建築設備について「建築設備士」の意見を聴取
「設備設計等の業務の発注における建築設備士の積極的な活用について
(住宅局建築指導課長)」
 - プロポーザル方式及び総合評価落札方式において、延べ面積2,000㎡を超える建築物の設計の場合に、「建築設備士」の積極的な活用。
- その他改正事項(23条の5 他)
 - ・建築士事務所の所属建築士を変更した場合の届出。
 - 直接的な雇用関係: 建築事務所登録「所属建築士名簿」及び雇用保険証等の添付 等

■ 「業務実施体制」における再委託に関する事項の追加

- 競争参加資格確認申請書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。
 - ・再委託の内容が、主たる業務の場合。
 - ・建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格認定を受けている企業、あるいは建築・電気設備・機械設備等工事施工業者等に再委託する事により、特定の企業・個人に不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすと想定される場合。
 - ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

3-2. 配置予定技術者、業務実施体制等要件の改定

■ 入札説明書への記載例

○配置予定管理技術者等の資格に関する要件(建築設計業務の例)

配置予定管理技術者は、一級建築士の資格を有し、**定期講習(建築士法第22条の2)の受講者であること。**

(配置予定総合分野主任担当技術者は、一級建築士の資格を有し、定期講習(建築士法第22条の2)の受講者であること。なお、配置予定管理技術者と配置予定主任担当技術者との兼任は認めない。)

(配置予定機械設備主任担当技術者は、建築設備士の資格を有すること。なお、配置予定管理技術者と配置予定主任担当技術者との兼任は認めない。)

○申請書の作成及び記載上の留意事項(例)

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

なお、建築士の場合は、建築士免許証(又は合格証明書)のコピー並びに定期講習受講(建築士法第22条の2)の証明ができるもの(受講修了証コピー等)を提出すること。

※建築士法第22条の2に定められる定期講習を受講していない場合、あるいは、定期講習受講修了証等の受講証明の添付が無い場合は、参加資格が与えられない(プロポーザル方式等においては資格を評価しない。)ので留意すること。

3-2. 配置予定技術者、業務実施体制等要件の改定

■ 入札説明書への記載例

○配置予定管理技術者等の信頼性等に関する要件(建築設計業務の例)

- ①配置予定管理技術者(及び配置予定主任担当技術者)について以下の要件を満足すること。
 - ・ 申請書等の提出日において、配置予定管理技術者(及び配置予定主任担当技術者)は、競争入札参加資格者の提出者と直接かつ恒常的な雇用関係があるものであること。
また、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的な雇用関係があるものであること。

※直接かつ恒常的な雇用関係とは、配置予定技術者が直接かつ恒常的な雇用関係があることが証明できる資料

「建築士事務所登録申請書(建築士法第23条の2)の所属建築士名簿」、所属建築士が変更となっている場合は、「建築士事務所登録変更届(建築士法第23条の5)の所属建築士名簿」、あるいは、都道府県知事または委任を受けた法人(建築士事務所協会等)による「建築士事務所登録証明(所属建築士記載):公告日から申請日までの日付のものに限る」)のいずれかの提出により証明。

また、雇用保険に加入している場合は併わせて雇用保険証の写し、あるいは、事業所名称の記載されている健康保険被保険者証の写しの提出により証明ができる者をいう。

なお、いかなる場合においても代表取締役等の社内関係者等による雇用証明・就業証明・所属証明等は不可とする。

3-3. 小規模設計業務等の配置予定技術者要件改定

■ 小規模な設計業務等における品質確保のため、業務成績等を応募要件として設定

「発注関係事務の運用に関する指針」(平成27年1月(案)) 抜粋
発注関係事務の適切な実施について

(1) 調査及び設計段階

(調査及び設計業務の性格等に応じた入札契約方式の選択)

・価格競争方式

一定の技術者資格、業務の経験や**業務成績**等を競争参加資格として設定することにより品質を確保できる業務。

・「一定の技術者資格」

配置予定管理技術者：一級建築士(設備設計の場合は、建築設備士)

・「業務実績(業務経験・業務成績)」

配置予定管理技術者は、平成16年度以降に完了した(過去10年間、公告日現在)同種又は類似業務において1件以上の実績を有していること。なお、業務成績の相互利用機関と適用対象に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。**ただし、中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)が発注した業務のうち、管理技術者として従事した建築関係コンサルタント業務に係る業務成績評定点が60点未満の業務実績が複数ある者は配置できない。**

以下の(ア)～(オ)を満たす設計業務で競争参加資格申請書提出期限までに完了した実績。なお軽微な業務(契約額100万円未満)は除く。

(ア)建物用途 ○○○○ (イ)構造 ○○○○ (ウ)階数 ○○○○

(エ)面積 ○○○○ (オ)設計内容 ○○○○○○○○○○○